新島市における法令遵守の推進等に関する条例

制度の概要

庁内体制の整備

職員が公正な職務を遂行するための拠りどころとなる職員倫理原則を定めるとともに,庁内にコンプライアンス委員会を設置し,コンプライアンスを組織文化として浸透させていきます。

市民や事業者,各種団体など,様々な方々からのご要望のうち,条例で定める「特別のものに特別の扱いを求める」特定要求行為については,記録し,必要な場合には法令遵守審査会にも審査してもらうなど,行政の透明性・公正性を確保するための制度です。

職員倫理原則

コンプライアンス委員会

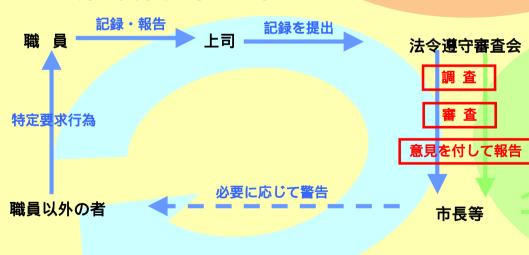
コンプライアンス推進管理者

コンプライアンス推進責任者

職

市政運営上の違法行為等は許されるものではありませんが、そのようなことがあった場合には、早期に発見・ 是正できるよう、いち早く事実を知り得る職員からの内部通報を受け付ける制度です。

特定要求行為への対応



公益目的通報制度

